

昨年末、介護保険改正法案が国会を通過して、今春より、いよいよ介護予防事業がスタートします。

介護給付（要介護1～5）、新予防給付（要支援1・2）には認定されなくても、要支援・要介護になる恐れのある方に対して、新たに地域支援事業として実施されます。

このなかの介護予防事業として、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上等が挙げられています。

介護予防事業対象者（特定高齢者）の把握方法がほぼ固まりつつあり、今回は口腔機能の向上について選定項目を述べてみます。

特定高齢者を把握するために、まずは、基本チェックリストと呼ばれるアンケートを活用します。

基本チェックリストは、全25項目からなり、うち口腔機能の向上に関しては、3項目あります。すなわち、「半年前に比べて固いも

のが食べにくくなりましたか」「お茶や汁物等でむせることがありますか」という3項目のすべてに該当し、さらに、「視診により口腔内の衛生状態に問題を確認」して、「反復唾液嚥下テストが3回未満」であることが条件となります（表）。

●反復唾液嚥下テスト（図）

- ①被検者は、座位とします。
- ②検者は、被検者の喉頭隆起・舌骨に指腹をあてて、30秒間嚥下運動を繰り返し返させます。被検者は、「できるだけ何回も、ごっくと飲み込みを繰り返し返してください」と説明します。
- ③嚥下運動にともなって、喉頭

『介護予防』の考え方⑤

介護予防高齢者を決めるには

口腔機能の向上

（以下の5項目すべてに該当する方）

1. 半年前に比べて固いものが
食べにくくなった
2. お茶や汁物等で
むせることがある
3. 口の渴きが気になる
4. 視診により口腔内の
衛生状態に問題がある
5. 反復唾液嚥下テストが
3回未満である

表 特定高齢者の決定項目

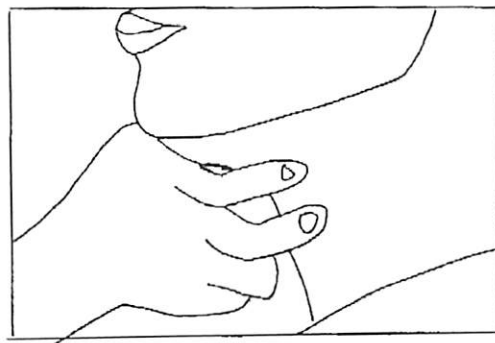


図 反復唾液嚥下テスト
(RSST : repetitive saliva swallowing test)

隆起・舌骨は指腹をのり越えて前方に移動し、また元の位置に戻ります。この復位状況を確認して嚥下完了とします。

④この嚥下運動の一連の流れを触診で確認し、30秒間に起こる嚥下回数を数えます。高齢者では、30秒間に3回できれば正常とします。

この嚥下テストを自分でできる方は、ぜひ試してみてください。

徳島県歯科医師会

口腔ケア支援センター

担当理事 佐藤 修介

(088) 631-3977